

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	高根沢町

高根沢町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 高根沢町産業課
所在地 塩谷郡高根沢町大字石末 2053
電話番号 028-675-8104
FAX番号 028-675-8114
メールアドレス nousei@town.takanezawa.tochigi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、カワウ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	高根沢町全域（70.87平方キロメートル）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値（千円）	被害面積(a)
イノシシ	エン麦等、野菜等	—	—
ハクビシン	イチゴ、野菜等	1,120	10
カラス類	水稻、野菜等	4,133	332
カモ類	水稻等	4,731	380
ニホンザル	野菜	—	—
ニホンジカ	野菜	—	—
アライグマ	野菜	—	—

* 被害金額は聞き取り等による推定値

(2) 被害の傾向

イノシシ	下柏崎、中柏崎地区で自家消費野菜類の被害が口頭で報告されているが、被害面積や金額は不明である。 なお、定住している事実の確認は取れず、他市町からの一時的な流入と考えられる。
ハクビシン	夜行性のため目撃情報は多くないが、毎年人家近くのイチゴ等果物、野菜等に被害が出ている。
カラス類	年間を通し、露地野菜等に被害が発生している。特に田植え時期の定植苗の引き抜きは、本町の基幹作物である稲作に被害を及ぼしている。
カモ類	田植え時期に定植苗の踏み倒し等の被害がある。
ニホンザル	具体的な被害は報告されていないが、飯室地区で目撃情報が寄せられており、被害の発生が懸念されている。
ニホンジカ	具体的な被害は報告されていないが、宝積寺地区で目撃情報が寄せられており、被害の発生が懸念されている。
アライグマ	具体的な被害は報告されていないが、下柏崎地区で目撃情報が寄せられており、被害の発生が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

(千円)

指標		現状値 (平成29年度)	目標値 (平成33年度)
イノシシ	被害金額(千円)	—	—
	被害面積(a)	—	—
ハクビシン	被害金額(千円)	1,120	1,008
	被害面積(a)	10	9
カラス類	被害金額(千円)	4,133	3,719
	被害面積(a)	332	298
カモ類	被害金額(千円)	4,731	4,257
	被害面積(a)	380	342

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止 対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>ハクビシン及びアライグマについては、実施していない。</p> <p>カラス・カモについては、銃器による駆除を実施している。</p> <p>イノシシについては、実施隊を設置し、町内全体で出没時の対応を行っている。また連絡体制などは「イノシシ等出没時における対応マニュアル」のとおり対応を行う。</p> <p>ニホンザルについても、同様に対策を実施する。</p>	<p>(全般)</p> <p>狩猟免許所持者が不足している。</p> <p>(カルガモ・ハシブトガラス・ハシボソガラス)</p> <p>鳥獣駆除を委託している猟友会は高齢化が進み従事者が不足しており、捕獲の担い手の育成が必要である。</p> <p>原則として、市街地では銃器駆除は禁止であり、銃器以外の方法を考える必要がある。</p> <p>(イノシシ)</p> <p>出没の頻度が高くなりつつあるが、農作物被害の面積が不明であり、今後調査の方法を考える必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	実績なし	防護柵の設置には経費がかかるため、今後の被害状況や生息区域を把握・勘案して導入を検討する。

(5) 今後の取組方針

<p>被害状況については、情報収集を行い被害の把握に努める。</p> <p>イノシシ・ハクビシン及びアライグマについては、エサ場となる圃場周辺のやぶの刈払い、放任果樹の除去等などの誘因物の撤去を実施し、鳥獣を寄せ付けない環境づくり、定着の防止を図る。また、現在は実施していないが、被害状況次第では侵入防止柵の設置・わな等による捕獲、又は、鳥獣の追い払いを実施する。</p> <p>ハシブトガラス・ハシボソガラス・カルガモについては、鳥よけによる追い</p>
--

払いの強化等により、定着の防止を図る。また、定期的な駆除を実施し、特に田植え時期の被害軽減に努める。

ニホンザルについては、被害状況により追い払いを基本とし、場合によっては箱わなによる捕獲を通年で実施する。

ニホンジカについては、出没区域の把握に努めるとともに、その区域において銃器及びくくりわなによる有害捕獲を通年で実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ハクビシン及びアライグマについては、実施していない

カラスとカモ及びイノシシについては栃木県猟友会塩谷支部高根沢分会及び阿久津分会に委託し銃器による駆除を実施している。

カワウについては、栃木県鬼怒川漁業協同組合がカワウの駆除及び追い払い等の対策を実施している。

シカ及びニホンザルについては、出没が懸念されるため、栃木県及び近隣市町と情報共有し、出没区域の把握に努め、鳥獣被害対策協議会と猟友会が連携し、出没区域を中心に捕獲活動を実施していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	イノシシ ハクビシン	被害状況次第で銃器・わな等による捕獲を検討 (イノシシ・ハクビシン) 田植え期・狩猟期間に銃器による駆除を実施 (カラス・カモ) 農業者のわな猟免許取得を促進(派遣)(共通)
平成32年度	アライグマ ハシブトガラス ハシボソガラス	
平成33年度	カルガモ ニホンジカ ニホンザル	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
カラス・カモについては、被害状況の把握が困難であるため、例年並みの被害を想定し、捕獲数については現在実施している鳥獣駆除を継続し、同等数以上を目標値として設定する。	
イノシシについては、近年捕獲数が増加していることや生息区域の拡大が懸念されていることを踏まえ、捕獲実績の同等数以上を目標値とする。	
ハクビシン及びアライグマについては、現状の被害は少なく捕獲実績がないため、今後の被害発生状況を踏まえ捕獲又は追い払いを検討する。	
なお、カワウについては、栃木県の「カワウ保護管理指針」に基づき適宜対応する。	
シカ及びニホンザルについては、これまで捕獲した実績はないが、一部地域での目撃情報が寄せられていることから、10頭とする。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
カラス	260	260	260
カモ	150	150	150
イノシシ	30	30	30
ハクビシン	—	—	—
シカ	10	10	10
ニホンザル	10	10	10
アライグマ	—	—	—

捕獲等の取組内容（カラス・カモ）	
捕獲手段	: 銃器、わなによる駆除
実施予定時期	: 田植え期、狩猟期間
予定場所	: 高根沢町全域（市街地を除く）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
主な捕獲方法として、ライフル銃による捕獲を実施する予定はないが、町内全域を実施隊が見回る以上、必要に応じて許可判断を行う。

（注）鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所について記入する。

(4) 許可権限委譲事項 該当なし

対象地域	対象鳥獣
高根沢町全域	すべての鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度 1	33年度
イノシシ	なし	なし	なし
ハクビシン	なし	なし	なし
シカ	なし	なし	なし
アライグマ	なし	なし	なし

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	イノシシ ハクビシン	被害農家戸別による防護ネット設置等 被害農家戸別による鳥よけの設置、追い払い等（カラス・カモのみ）
平成32年度	アライグマ カラス・カモ	
平成33年度	シカ ニホンザル	

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

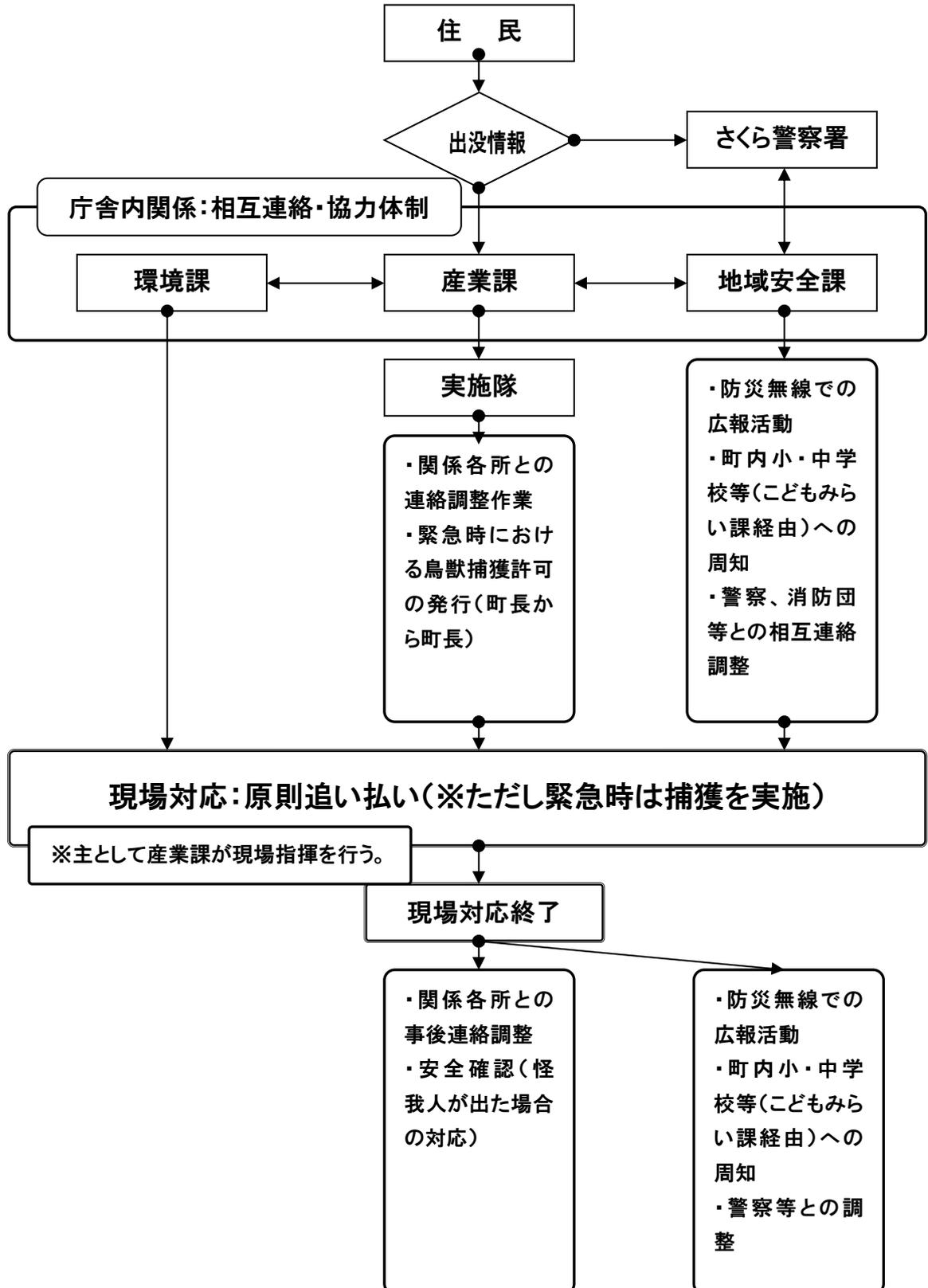
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高根沢町	被害状況、野生鳥獣の生息状況等の情報収集。連絡調整。
栃木県猟友会塩谷支部 高根沢分会及び阿久津分会	鳥獣の捕獲。 野生鳥獣の生息状況等の情報収集及び提供。
高根沢町鳥獣被害実施隊	緊急性の高いイノシシ等の出没時の追払い。 野生鳥獣の生息状況等の情報収集及び提供。
被害地区農事組合	被害農家からの被害情報の取りまとめ。被害農家との連携。
矢板森林管理事務所	必要に応じ、各種情報の共有と提供。
塩谷南那須農業振興事務所	必要に応じ、各種情報の共有と提供。
塩野谷農業協同組合	被害農家との連絡。各種情報の収集と提供。
さくら警察署	必要に応じ、技術供与と支援。
高根沢町消防団	必要に応じ、捕獲支援。広報、住民の保護。

(2) 緊急時の連絡体制

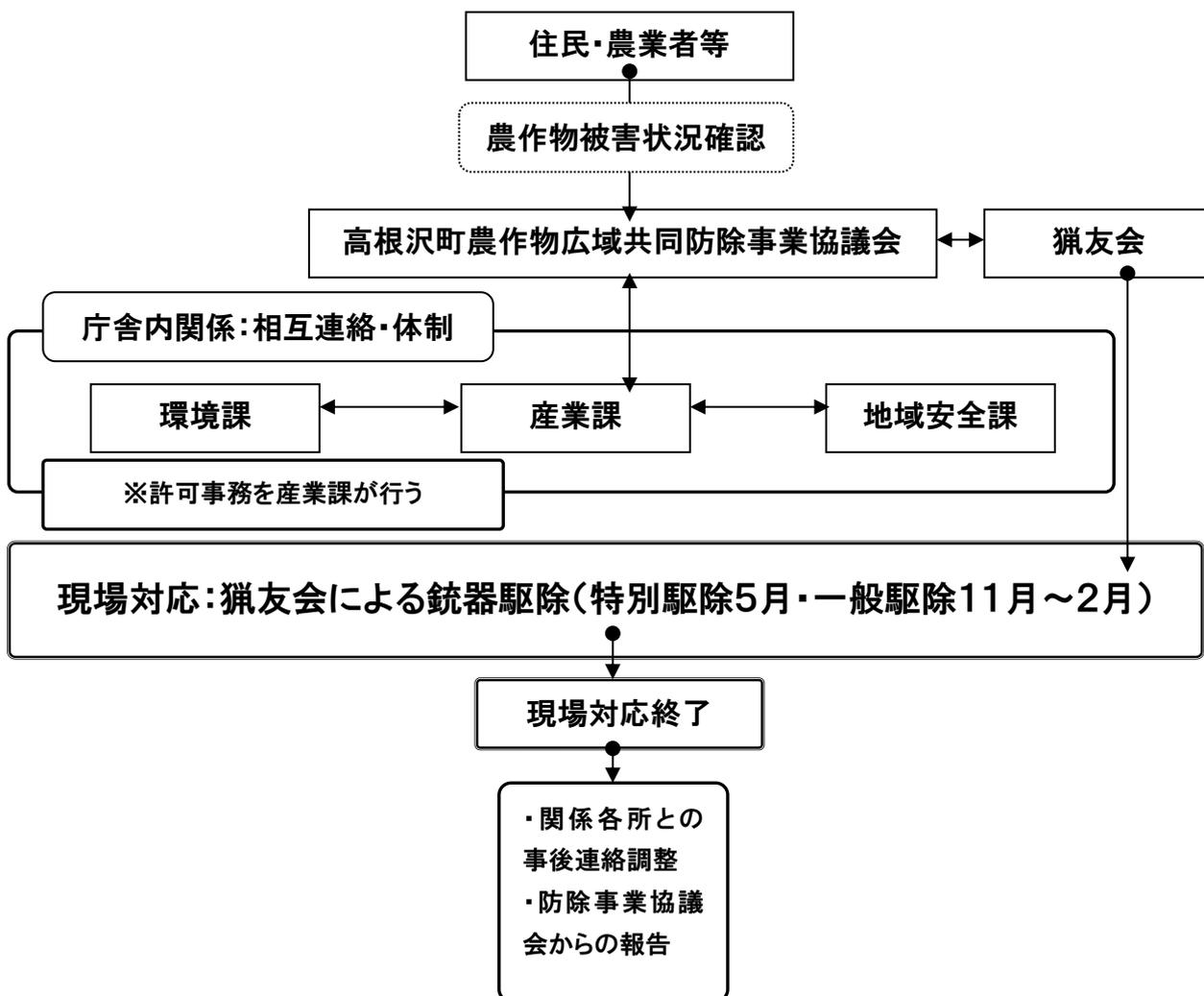
◆ 連絡体制フロー ◆

ケース①：町内に出没（目撃）による人身被害の発生又はそのおそれがある場合



◆ 連絡体制フロー ◆

ケース②：農作物被害の発生又はそのおそれがある場合



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	設置日	協議会関係機関
高根沢町鳥獣対策協議会	H28. 5. 16	塩谷南那須農業振興事務所
		栃木県矢板森林管理事務所
		栃木県猟友会塩谷支部高根沢分会
		栃木県猟友会塩谷支部阿久津分会
		高根沢町役場

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高根沢町議会	住民から要望等の集約、報告。
高根沢町農業委員会	被害農家の連携。各種情報の収集と提供。
高根沢町教育委員会	必要に応じ、情報提供。周知、児童生徒の保護。
矢板森林管理事務所	必要に応じ、情報提供及び情報共有。
塩谷南那須農業振興事務所	必要に応じ、情報提供及び情報共有。
矢板土木事務所	必要に応じ、情報提供及び情報共有。
J R東日本	必要に応じ、情報提供による交通の円滑化
高根沢町「マント」交通システム情報センター	必要に応じ、情報提供による交通の円滑化

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年11月1日設置 隊員10名 構成 猟友会塩谷支部高根沢分会、猟友会塩谷支部阿久津分会 高根沢町役場

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が開催する農業者を対象とした、わな猟免許取得を促進し、被害防止施策の実施体制を整備する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」また、同法に規定される基本指針に基づき、持ち帰りの上、速やかに焼却処理を行うことを原則とする。なお、やむを得ず埋設処理する際は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理を行うものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

福島第一原子力発電所事故の影響により、本町において捕獲されたイノシシの肉は原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、捕獲従事者へその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接市町及び県との情報を共有し、相互に連絡を取り合い、必要に応じて共同で捕獲する。
